

令和5年8月

随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の住所	随意契約の相手方の氏名	随意契約に係る契約金額(円)	随意契約によることとした理由
監査契約 一式	令和5年8月30日	東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング	有限責任監査法人トーマツ 包括代表 大久保 孝一	8,800,000	契約の性質または目的が競争を許さないため随意契約とする。 (会計規則第31条第1項第1号)